入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年 10 月 23 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
小林　賢一

１　調達内容
(1)　件　　名　　令和８年度水中ポンプ２台購入
(2)　内　　容　　入札説明書による。
(3)　契 約 期 間　　契約締結日から令和９年３月 26 日まで
(4)　入 札 方 法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたもの）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度全省庁統一資格「物品の販売」のうち「Ａ等級」、「Ｂ等級」、「Ｃ等級」又は「Ｄ等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
(4)　東北農政局長から東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月１日付け 26 北総第 437 号東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　入札等の日時、場所等
(1)　入札説明書の交付場所、競争参加に必要な書類の提出場所及び問合せ先
　〒983-0836　宮城県仙台市宮城野区幸町３－14－１
　東北農政局土地改良技術事務所庶務課経理係長
　電話　022－295－5544

(2)　入札説明書の交付期間及び方法
　令和８年 10 月 23 日（金）から令和８年 11 月 10 日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前 10 時から午後５時までの間、３(1)に掲げる場所にて交付を行う。
　または、調達ポータルの「調達情報検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。
　https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101
(3)　入札書の受領期限及び提出場所
　ア　電子調達システムによる入札書の締め切り
　　令和８年 11 月 18 日（水）　午前 10 時 00 分
　イ　紙入札方式により持参する入札書の受領期限及び提出場所
　　受領期限：３(3)アに同じ
　　提出場所：３(1)に同じ
　ウ　郵送等による入札書の受領期限及び提出場所
　　受領期限：令和８年 11 月 17 日（火）午後５時
　　提出場所：３(1)に同じ（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便に限る。）

(4)　開札の日時及び場所
令和８年 11 月 18 日（水）午前 11 時 30 分
東北農政局土地改良技術事務所４階入札・閲覧室

4　入札者に要求される事項
(1)　入札に参加しようとする者は、本件調達に求められる仕様等について、入札説明書に定める様式に基づく書類を令和８年 11 月 11 日（水）午後５時までに提出しなければならない。
(2)　提出された書類の審査の結果、仕様等を満たしていない者は入札に参加することはできないものとする。
　また、提出された書類について説明を求められたときは、それに応じなければならないものとし、応じない場合は入札に参加させないものとする。

5　電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用し、競争参加資格の確認のための証明書等の提出及び入開札手続を実施するが、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札参加届出書を提出するものとする。

6 その他
(1)　入札、契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　入札保証金及び契約保証金は、免除する。
(3)　本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札、提案書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得（平成 28 年４月１日付け 27 北総第 972 号東北農政局長通知）第４条の３の規定に違反した者の入札は、無効とする。
(4)　落札決定後、契約書を作成する。
(5)　本入札公告及び入札説明書で示す競争参加に必要な書類を提出した者であって、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
(6)　入札手続における交渉は、認めない。
(7)　発注者綱紀保持対策について
　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働き掛けの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関においてホームページにより公表する。
　発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ
（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/kitei.pdf）による。

（不当な働き掛け）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(8)　詳細は、入札説明書による。

◇お知らせ
東北農政局調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告及び企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。
メールマガジンの登録は、右の二次元バーコード（農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html）から行ってください。